令和７年度補正
産地連携支援緊急対策事業公募要領
（第４回公募）

制定　令和８年３月15日

公募期間：令和８年10月13日（火）～　同年10月30日（金）17：00（厳守）

産地連携支援緊急対策事業について、事業実施者の公募を行いますので、事業の実施を希望される方は以下に定める事項に基づき応募願います。

なお、この公募要領は必要に応じて改訂される事がありますので、必ず最新のものを「令和７年度産地連携支援緊急対策事業　公募案内および公募受付サイト」（以下「公募サイト」という。）から入手し、確認してから応募してください。

また、本事業の実施に当たって、事務局から斡旋・勧誘等を行うことはありません。不明な点があれば事務局に確認してください。

１．本事業の目的

食品産業は、我が国の食料の安定供給において重要な役割を担っているが、原材料調達を取り巻く環境は大きく変化をしています。近年、食品企業においては消費者ニーズや調達リスク回避の観点から国産原材料を志向する傾向が高まっているものの、国内産地との関係は間接的な取引が太宗を占めており、長期安定的な原材料調達が求められています。一方で、国内の農林水産業は高齢化や担い手不足による生産力の低下、気候変動などによる生産の不安定化、輸入農林水産物との競合激化などの課題を抱えています。このため本事業では、食品製造事業者等に対し、産地を支援する取組や産地との連携による国産原材料の取扱量増加、安定調達の取組を支援することで、国産原材料の利用拡大と安定取引の取組を促進し、過度な輸入依存からの脱却と食料システムの強靱化を実現し、食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めることを目的とします。

２．応募に当たって

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱（令和７年12月18日付け７新食第2000号農林水産事務次官依命通知）及び産地連支援進緊急対策事業実施要領（令和７年12月18日付け７新食第1999号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）に定めるもののほか、令和７年度産地連支援進緊急対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）及び本公募要領の規定に基づき実施します。

※応募にあたっては、以下の要件を満たしているかについてもご確認ください。

（１）食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（令和５年法律第59号）（以下「食料システム法」という。）第６条１項に規定する安定取引関係確立事業活動計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている、又は認定を受ける見込みであると認められること。

（２）産地連携フォーラムへ参画していること。

（３）後述11. で記載のとおり、事業終了日の令和9年2月16日（火）までに機械・設備・資材等の納入・納品及び技術指導等の実施が完了していること。

３．本事業の対象となる事業実施者について

産地と連携した国産原材料調達計画を策定する者であって、以下に掲げる（１）又は（２）のいずれかの条件に該当するものとします。

（１） 食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）

（２）（１）に該当する事業者とともに事業を実施しようとする者

４．事業実施者の要件について

本事業の対象となる事業実施者は、次に掲げる者とします。

（１） ３の（１）及び（２）を満たす農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、公社又は法人格を有しない団体のうち事務局が特に認める団体（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。

①特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

ア 日本国内に所在し、主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。
ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
オ 補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

②特認団体の申請をする団体は、事業実施計画書を提出する際、別記様式第1号を併せて事務局に提出し、その承認を受けるものとする。

（２）法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

※100％同一の資本に属するグループ企業や関係会社が民間事業者として申請する場合には、実施する事業の重複を排除した上で申請していることを確認します。なお、フランチャイザーの場合はこの限りではありません。

５．本事業の対象となる国産食品原材料について

本事業で求める「国産食品原材料の取扱量の10%以上の増加」とは、令和８年度を基準として、令和11年度までに継続して取扱量を増加させる計画のある国産食品原材料とします。

また、取扱量について定量的に計画を示せるもののみを対象とします。

※飼料やペット食等の製品製造のための原材料は対象となりません。

６．本事業の支援内容及び補助率等

支援内容

本事業では「A. 産地を支援する取組」及び「B. 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組」の2つの取組を支援します。

A.産地を支援する取組

食品製造事業者等が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者等が産地の支援として次に掲げる①～④又はこれらに類する取組、産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造等の取組を行うものを支援します。

①産地支援のための種苗等購入費用

求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供

②産地支援のための機械・設備導入費用

産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械費用や、産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機費用等

③産地支援のための生産作業補助等、栽培技術等指導費用

産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導

④産地支援のための、産地に設置する保管に用いられる設備の費用

本事業に関係する産地側の建物内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置

⑤　①～④のこれらに類する取組を行うための費用

B.産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造等の取組に係る経費を補助します。

⑥新商品開発に伴う機器導入費用（設置費用等含む）新商品の製造に必要な機器の導入費用

⑦製造ラインの変更・増設、一部機器導入費用（設置費用を含む）

国産原材料取扱量増加に必要な製造ライン上の機器の変更（既存機器の改造を含む）や増設及び機器の導入費用

⑧食品表示変更に伴う包装資材の更新費用

食品表示変更に伴う包装資材の更新に必要なデザイン作成、初期費用（印刷機切換費用、包装印刷用）、新デザイン包装資材費用（廃棄された旧包装資材に相当する分又は新デザイン包装資材 2 ヶ月分のいずれか低い方）

⑨試作品製造時の機械費用

開発ラボでの試作品製造に必要な機械費用

⑩試作品製造時の原材料費用

開発ラボでの原材料費用（製造工場での試作時を含む）

補助率

補助率は1/2以内とし、補助金の上限は1件当たり2億円、下限は100万円とします。ただし、産地を支援する取組（取組A）を行う場合の上限は1件当たり3億円、国産食品原材料取扱量増加に伴う取組の上限は２億円とします。

：A、B共通注意事項

本事業でいう「新商品等」は、業務用、民生用（家庭用）問わず、またＰＢ品、ＮＢ品問わず、原材料取扱量増加に伴い、新しく販売する「新発売」の商品とします。例えば使用量を増加させた国産原材料で既存の商品よりも付加価値の高い商品を新たに販売する場合等が該当します。

また、「新商品等」には、原材料産地を変更したことによりリニューアルした商品（例：商品名は変更せずに国産小麦の品種を変更した場合等）等、パッケージに改めてその旨記載していない商品を含みます。

機器の導入に当たっては、既存の機器よりも機能を高めた機器に置き換えるものとします。ただし、新商品の製造工程上、真に必要な機器であっても、耐用年数の過ぎた機器の単なる入れ替えは認められません。

B-⑩の原材料費用について、原材料の開発段階で使用した分（試作・開発で使用したもののみ）が補助対象となります。使用量に要件はありませんが、生産量との比率から多すぎる、また社会通念を超える使用量の食品原材料は補助対象となりません。

７．補助対象経費

事業を実施するために必要となる経費は、事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。対象経費は必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもので、かつ事業実施者自身の支出金額が確認できる、「８．補助対象経費の区分」で定める経費です。なお、その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行う必要があります。

対象経費は、原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いまで完了したものが対象となります。ただし、事務局へ別記様式第7号による交付決定前着手届出を提出し、事前着手の承認を受けた場合には、交付決定を受けた日如何に係わらず、採択通知の受領日以降に発生した経費についても補助対象とすることが可能です。別記様式第7号の提出がなされない場合は、交付決定日以降、かつ事業実施期間内に支払いが発生した経費のみが対象となります。

採択通知以前に契約や発注を行った経費は、如何なる理由があっても補助対象経費にはなりません。

なお、応募審査では本補助金の趣旨に沿った事業計画を策定しているか確認し、評価の高いものから採択されますが、**採択されたことをもって応募時に計上している経費がすべて補助対象として認められる訳ではありません。**交付申請時に「８．補助対象経費の区分」に該当しないと判断される経費を計上されている場合は補助対象外となりますので、予めよくご確認の上、申請してください。

なお、機械装置・システム構築費については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき交付審査を行います。
経費精算の際には、確かに発注を行い、実際に支払いを行ったことがわかるよう、証憑類（見積書、注文書、納品書、請求書、振込証明等）を提出することが必要です。

８．補助対象経費の区分

別表の第１のうち産地の支援に係るもの	
機械・設備費	**食品製造事業者等が行う別表の第１のア～オ又はこれらに類する取組のため、生産から出荷までの範囲で産地で使用するもので、本事業のために使用される機械・設備の購入、製作に要する経費** １）機械・設備のオプション・付属品は、本事業のために必要なものに限る。 ２）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外となるので注意すること。 ３）１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものに限る。「効用の増加価格」とは、補助対象経費により 施設・設備の効用を増加させた費用（器具、備品等およびその設置等にかかる工事費）をいう。 ４）生産から出荷までの範囲外又は産地で使用しないものは補助対象外とする。 ５）既存機械・設備の改良、改修、改造、再整備等は補助対象外とする。 ６）リース・レンタル料は補助対象外とする。 ７）３者以上の中古品流通事業者等から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等、価格の妥当性を証明できる場合には、中古設備も補助対象とする。 ８）「機械・設備費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等は、切り分けられる場合には旅費とする。旅費に関する支給基準は、事務局が定めるとおりとする。 （注）見積書における「設備一式」「機械一式」等の一括表示のみの記載は認めない。対象機器ごとに、名称、型式・メーカー、仕様（処理能力・性能等）、数量、単価、導入目的及び設置場所を明記した内訳書を添付すること。システム一体で調達する場合も主要構成機器の内訳を示すこと。

消耗品費	**食品製造事業者等が行う別表の第１のア～オ又はこれらに類する取組のために使用するもので本事業のために使用される消耗品** １）他への使用用途がないものに限る。 ２）原則、１件当たりの取得価格が５万円未満のものに限る。（本事業の遂行のために必要な種苗（種子・種苗）の購入は認める） ３）事業計画の範囲で確実に使用できるものに限る（量等）。 ４）リース・レンタル料は補助対象外とする。
備品費	**食品製造事業者等が行う別表の第１のア～オ又はこれらに類する取組のために使用するもので本事業のために使用される備品** １）他への使用用途がないものに限る。 ２）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。 ３）１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５万円以上 50 万円未満のものに限る。 ４）生産から出荷までの範囲外又は産地で使用しないものは補助対象外とする。 ５）既存の備品の改良、改修、改造、再整備等は補助対象外とする。 ６）リース・レンタル料は補助対象外とする。
謝金	**本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等（食品製造事業者等の社員以外）に支払われる経費** １）本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合、学識経験者、篤農家等の専門家に依頼した栽培技術等指導業務の経費を補助対象とすることができる。（依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要である。） ２）専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできない。 ３）支給基準は、事務局が定めるとおりとする。
旅費	**本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等に支払われる旅費又は食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助に支払われる経費並びに「機械・設備費」に関する作業を行う、エンジニアなどの旅費等** １）支給基準は、事務局が定めるとおりとし、産地との往復等に限る。 ２）産地の活動に具体的に負担を負う関与をしないもの又は産地以外に行くものは補助対象外となる。（例えば、産地候補の調査のための産地までの旅費は補助対象外）

外注費	本事業の遂行のために必要な栽培技術等指導や食品製造事業者等が求めるＧＡＰ等生産工程管理等の認証取得を外注（請負、委託、役務等）する場合の経費 ※ 本経費については、栽培技術等指導を専門家へ依頼した場合の謝金・旅費を想定しているが、専門家側において外注方式を指定した場合や食品製造事業者等が求めるＧＡＰ等生産工程管理等の認証取得を外部へ委託等を想定している ※ 外注先との書面による契約等の締結が必要である。 ※ 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械・設備費」に計上すること。

別表の第１の事業で食品製造事業者等の取組に係るもの	
機械装置費 システム構築費	**① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費** **② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費** **③ ①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費** １）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外となるので注意すること。 ２）機械装置又は自社により機械装置やシステムを作成・構築する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となる。 ３）「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すために行うものである。 ４）「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限る。 ５） ３者以上の中古品流通事業者等から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も補助対象とする。 ６）リース・レンタル料は補助対象外とする。 （注）見積書における「設備一式」「機械一式」等の一括表示のみの記載は認めない。対象機器ごとに、名称、型式・メーカー、仕様（処理能力・性能等）、数量、単価、導入目的及び設置場所を明記した内訳書を添付すること。システム一体で調達する場合も主要構成機器の内訳を示すこと。

技術導入費	**本事業の遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費** １）知的財産権を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）する場合書面による契約の締結が必要となる。 ２）技術導入費支出先には、専門家経費、外注費を併せて支払うことはできない。
専門家経費	**本事業の遂行のために依頼した専門家に支払われる経費** １）本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができる。（依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要である。） ２）旅費に関して支給基準は、事務局が定めるとおりとする。 ３）専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできない。
運搬費	**本事業の遂行のために必要な運搬料、宅配・郵送料等に要する経費** １）購入する機械装置の運搬料については、機械装置・システム費に含めることとする
調査費	**本事業の遂行のために必要な、新商品開発時のマーケット等の調査に要する経費** １）新商品開発時の加工や設計・検査等の費用は外注費に含めることとする。 ２）外注（請負、委託等）する場合は、外注先との書面による契約の締結が必要である。
外注費	**本事業の遂行のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費** １）外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は補助対象外とする。 ２）外注先との書面による契約の締結が必要である。 ３）機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム構築費」に計上すること。 ４）外注先に、技術導入費、専門家経費を併せて支払うことはできない。 ５）外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用は補助対象外とする。 ６）「機械装置・システム構築費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等は、切り分けられる場合には外注費とする。旅費に関して支給基準は、事務局が定めるとおりとする。

包装資材費	**本事業の実施により発生する包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費** １）食品表示変更に伴う包装資材の更新に必要なデザイン作成、初期費用、包装資材原料費。旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の 2 ヶ月分の相当量のいずれか低い方の経費とする。旧包装資材の廃棄費用は対象にならない。
原材料費	**新商品開発に係る試作品の食品原材料に要する経費** １）販売するものに係る原材料費は対象外とする。

９．補助対象経費全般の留意事項

（１） 以下の経費は、補助対象になりません。

・土地・圃場借料

・酒類の醸造及び蒸留設備に係る費用

・導入した機械・設備、消耗品、備品の維持・管理・修理・廃棄に係る費用

・導入した機械・設備や消耗品・備品のリース・レンタル料

・本事業遂行のための既存機械・設備等の撤去、農道整備、暗渠・明渠設置、伐採等に要する経費

・免許、資格、権利の取得に要する経費

・土壌分析に必要な経費

・堆肥等購入、運搬、保管、散布、調査、指導等に係る経費

・肥料・飼料等の購入、運搬、保管に係る経費

・建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具の購入等に係る経費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に掲げるもの）

・民間倉庫等に保管するための保管料、借上費用

・導入した機械・設備、機械装置システム等に係る電気代・燃料費

・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費

・フランチャイズ加盟料

・電話代、インターネット利用料金等の通信費

・商品券等の金券

・販売する商品の原材料費（補助対象経費の原材料費は除く）、文房具などの事

務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

・飲食、娯楽、接待等の費用

・不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用

・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

・収入印紙

・振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料

・公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）

・各種保険料

・借入金などの支払利息及び遅延損害金

・事業実施計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用

・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具、集塵機、コンプレッサー、電源装置等）の購入費

・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3 者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）

・事業に係る自社の人件費、旅費（産地への生産作業補助のための旅費は除く）

・ 広告宣伝・販売促進に係る一切の経費

（パンフレット、動画、写真等の作成及び媒体掲載、展示会出展（国内・海外を問わない）、セミナー開催、営業代行、マーケティングツール活用、PR 等に関する経費を含む。）

・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※諸経費・管理費など内訳が不明な費目は、見積もりなどに記載がない場合、内容が判断できない場合は対象経費から除外となることがあります。必要に応じて内訳が判断できるよう　情報を提示してください。

※一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合や、産地との連携強化と併せて行う新商品開発において、外注のみによる取組で事

業実施者自らの取組と認められない場合には、本事業の支援対象にはならない場合もあります。このような ケースの該当が想定される特段の事由がある場合には、応募申請時にその理由を明らかにした理由書を添付して提出してください。

（２）補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。

（３）採択後、交付申請手続きの際には、本事業における契約（発注）先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、経済性の観点から、必ず複数の相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。

なお、複数の異なる事業実施者から提出されたにもかかわらず、記載方法や内容等の酷似、見積り取得先の関連性が疑われる場合、相見積もりとして認めないことがあります。

また、契約（発注）先1件当たりの見積額の合計が50万円（税抜き）以上になる場合は、原則として同一条件・仕様による相見積もりを取ることが必要です。相見積もりを取って いない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類（選定理由書等）を提出いただきますが、補助対象とならない場合があります。また、市場価格とかい離している場合は認められません。

したがって、申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただき、関連資料として申請時に併せて提出していただく必要があります。

（４）交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を「減額」して記載してください。※事業実施者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方経費税相当額を「経費税等仕入控除税額」といいます。

（５）事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不適当と考えられる経費が見込まれているときは、交付決定の手続きに際して、事務局から補助対象経費の見直しを求めます。

（６）国や自治体の他の補助金による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費は本事業の対象になりません。

（７）事業実施者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費（「１０　交付決定前着手届出の手続き」により交付決定前に着手した場合の経費を　除く。）は本事業の対象になりません。

（８）事業の実施中に発生した事故又は災害の復旧のための経費は、本事業の対象になりません。

（９）機器導入等については発注日、技術導入や委託契約等は契約日、研究開発等は開発に関する　社内決裁日を事業の着手日とみなします。これらが客観的に確認できる資料の写しを提出いただきます。

１０．交付決定前着手届出の手続き

本事業において、交付決定前に行われた契約（発注）等については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。一方、補助金の交付決定前であっても、やむを得ない事情により事業を実施する必要がある場合は、事務局へ別記様式第７号による交付決定前着手届出を提出し、承認を受けることにより、採択決定通知日から交付決定日までに行われた契約（発注）に係る経費も補助対象経費とすることができます。

なお、採択決定日以前に行われた契約（発注）等については、いかなる場合であっても補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

交付決定着手前届出により事業着手する場合においても、交付決定を受けるまでは、採択を受けた事業計画の内容を変更せずに実施する必要があります。

交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の交付を約束するものではありません。

また、承認内容に変更がある場合は、再度申請していただきます。

【交付決定前着手届出の申請～承認可否通知等】

・交付決定前着手届出の承認に際して、会社概要、事業計画の概要、早急な着手が必要不可欠である理由等を記載していただく必要があります。記載内容が不十分な場合は、申請後に事務局から確認をさせていただく場合があります。

・機器導入等については発注日、技術導入費や委託契約などは契約日、研究開発などは開発に関する社内決裁日を事業の着手日とします。これらが客観的に確認できる資料の写しを提出いただきます。

・承認の可否を決定後、順次、結果を通知します。通常、申請から1週間程度を目安に通知を行う予定ですが、申請の内容や状況によってはさらに期間を要する場合がありますのでご了承ください。

※交付決定前着手届出の申請について、承認が得られなかった場合、交付決定日よりも前に購入契約（発注）等を実施した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

※交付決定前着手届出の内容と実施計画書の内容が相違しているときや整合性が確認できない場合等は、承認されませんので、記載事項に誤りがないようにご注意ください。

※交付申請時には見積書等の書類の提出が必要になりますのでご準備ください。

１１．事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定日から**令和９年２月16日（火）**までとします。補助事業は実施期間内で終了する事業が対象です。

※交付決定後、事業実施期間内に事業が完了しない場合は、事業完了とみなされず補助金額が支払えない又は減額される可能性があります。

※交付決定前の期間を事業実施期間とする場合は、交付決定前着手届出の承認が必要となります（「１０　交付決定前着手届出の手続き」を参照）。

１２．申請手続き等の概要

（１）公募申請受付期間

第一回公募：令和８年３月26日（木）～同年４月28日（火）17:00

第二回公募：令和８年６月１日（月）～同年６月30日（火）17:00

第三回公募：令和８年８月31日（月）～同年９月16日（水）17:00
第四回公募：令和８年10月13日（火）～同年10月30日（金）17:00

※予算に限りがありますので、補助金申請額が予算額を大幅に超過した場合は、受付期間内であっても募集を終了する可能性があります。
※応募申請はオンラインでの申請のみとなります。
　アクセスが集中した場合、通信速度の遅延等が生じ申請手続きが滞る可能性があります。
　特に締切り間際には非常に多くの申請が予想されます。期間内の早めの応募にご協力をお願いいたします。一般的に、電子申請の入力にはある程度の時間を要しますので、十分な余裕を持って申請手続きを開始していただきますようお願いいたします。

（２）申請方法
　申請者は事業実施計画書及び関係書類（以下、「実施計画書等」という。）を作成の上、期日までに申請を行ってください。なお、申請は公募サイトを通じてのみ実施します。各種様式等の申請書類を公募サイトからダウンロードしていただき、公募サイトに掲載の電子申請フォームよりご提出ください。

■令和７年度産地連携支援緊急対策事業公募案内、および公募受付サイト
https://reg.lapita.jp/public/seminar/view/9460

※申請書類の受領等のメールをjimu_sst2026@email.ddcontact.jpのドメインから送信します。
　迷惑メール対策のため、ドメイン指定受信の設定をされている方は、事務局から送信するメールを受信
　することができない場合がありますので、ドメイン指定受信設定の確認をしてください。
※事業計画書等を提出された場合であっても、申請手続きの不備等により申請したと認められない場合がありますのでご留意願います。

（３）応募申請手順
　ア：応募事業者登録
　　公募サイトより応募事業者登録へ進み、必要事項を記入して登録を行ってくだ

さい（登録をしただけでは、事業への応募申請完了とみなされません）。

イ：実施計画書等の作成

①公募サイトから申請に必要な様式一式をダウンロードし、必要事項を記入してください。様式上　に定められた項目は削除したり構成を変えたりすることはせず、既存の項目に沿って作成してください。

②その他、応募に必要な添付資料を確認のうえ、ご準備ください。

ウ：申請用ページから実施計画書等を提出

①応募事業者登録時に案内のあった申請用ページへログインし、実施計画書等やその他添付資料を提出してください。

②その他、申請用ページ上で記入が必要な事項を適宜記入してください。

エ：応募申請に当たっての注意事項

①提出された資料の内容について別途ヒアリング等を行う場合があります。

②提出した実施計画書等は、原則変更することができません。公募期間内にやむを得ず変更・差し替えを行いたい場合は事務局までお問い合わせください。

③実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象とならない場合や、採択決定を取り消す場合があります。

④実施計画書に記載の添付資料が添付されていない場合は審査対象になりません。

⑤要件を有しない者が提出した実施計画書等は、審査の対象になりません。

⑥実施計画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

⑦応募申請は、公募サイト経由の申請ページのみにて受け付けます。事務局メールアドレス等への直接のメールやＦＡＸ、郵送、持参による提出は受け付けません。

⑧提出後の実施計画書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。

⑨提出された実施計画書等の申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

⑩評価基準や事業採択に関するお問い合わせについては、公平・公正な審査の支障となる恐れがあるため、一切回答できませんのであらかじめ御了承ください。

【提出書類一式】

①事業実施計画書（別記様式第2号_word）

②事業費一覧表（別記様式第2号_別添2_excel）

※補助対象経費に関する補足書類（例：3者見積等）を添付してください。

※補助対象経費に関する複数の見積がない場合は、選定理由書を提出してください。選定理由書には、対象となる経費、最終的な発注先、候補となった発注先、選定理由及び価格の妥当性等を記載してください。

※共同で申請する場合はそれぞれの経費内訳を記載してください。必ずしも計上している経費がすべて補助対象費として認められる訳ではありません。

③事業の成果目標_原料別（別記様式第2号_ 別添3_excel）

※原料の品目ごとに増加させる国産原材料の取扱量を、自社全体での取扱分と本事業分で分けて記載してください。

④決算書（直近3年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細書）

※決算書の添付ができない場合は、法人等の全体の事業計画書及び収支予算書を添付してください。

※製造原価報告書及び販売管理費明細書は作成している場合のみ添付してください。速やかに手続きに移行することができますので、極力そろえていただくことを推奨します。

※共同で申請する場合は、それぞれの事業者の決算書の提出が必要です。

⑤定款

※共同で申請する場合は、各事業者の定款の提出が必要です。

⑥特認団体承認申請書（別記様式第1号）

※特認団体の場合のみ提出してください。

（４）問い合わせ先

お電話によるお問い合わせは事務局（コールセンター）までお問い合わせください。
令和７年度産地連携支援緊急対策事業　事務局
TEL：03-5656-1773　　平日10:00～17:00（土日祝は休み）
※公募サイト上のお問い合わせフォームもご利用ください。
https://sst.form.kintoneapp.com/public/sanchirenkeishien

１３　事業実施者の選定

（１）申請受付期間に提出された申請書類について、以下の評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で事業実施者を選定し、採択の内示をします。
（採択の内示を受けた方は補助金交付候補者となります）
なお、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリングを行うことがありますが、ヒアリングの有無が採択の可否を左右するものではありません。
また、事業実施者の選定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

【主な評価基準】

1　基本評価事項（**事業内容Ａ・Ｂ共通**）

ア 補助要件が満たされているか。
イ 実施規程及び本公募要領で定める本事業の目的と市場ニーズに親和性がある事業であるか。
ウ 事業実施者として組織・人員、財政基盤において適格性を有しているか。
※ 複数の事業者が連携して申請する場合は連携体各者の財務状況等も踏まえ採点します。
エ 事業実施の確実性を有し、事業の効果・効率性が高いか。

2　産地を支援する取組（**取組Ａ**）

ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供の取組であるか。
イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与の取組であるか。
ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の

貸与の取組であるか。

エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導の取組であるか。

オ 本事業に関係する産地側の建物内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置の取組であるか

カ 上記ア～オに類する取組であるか。

3 産地との連携による国産原材料の取扱量の増加（**取組Ｂ**）

ア 産地との連携による国産原材料の取扱量を増加させる取組であるか。

イ 将来的にも安定した国産原料の使用を目的とした取組であるか。

【加点項目】

ア 産地を支援する取組であるか。（取組Ａに該当するか。）

イ 農林漁業者との契約栽培や全量買い取り、規格外商品の購入契約等が、産地と連携することによる原材料調達計画の優位性が説明されていて、生産者との安定的な契約の仕組みが構築されているか。また、本事業により調達した国産原材料を使用した製品の販路確保に関して、具体的な根拠のある計画になっているか。

ウ 原材料の品質の維持、向上に関する改善を含むものであるか。

エ 一次加工業者の取組であるか。

※一次加工業者とは、食品の一次加工（原料に対する最初の加工段階を指し、農・畜産物などの原料を大きく変えず、その食品の性質を活かして物理的もしくは微生物的な処理・加工）を行う業者を指します。

（一次加工の例）

・小麦粉の製造工程における、小麦から製粉を行う加工

・二次、三次加工の原料のカット野菜の製造

・工程における、野菜を洗浄、カットする加工

・屠畜後の枝肉から骨や脂肪を除去し、部分肉等にカット・パック詰めする加工

オ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けているか。

カ「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表しているか。
（「はい」の場合、ポータルサイトのスクリーンショットを添付してください）

（２）審査結果の通知

採択の審査後、採択の内示、不採択の結果を事務局から通知します。採択を受けたが、交付申請を行わず辞退する場合には、その理由を明らかにした理由書（辞退届等）を提出いただきます。

また、採択通知発出の日から20日までに、事業計画書を特段の理由なく事務局の求めに応じず提出いただけない場合、採択を辞退したものと見なし、その旨通知します。ご質問等がある場合は、事務局に早めにご相談ください。

１４．交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

採択内示は、申請いただいた実施計画書に記載のある金額の全額に対して補助金の交付決定を保証するものではありません。事務局の審査の結果、計上された経費が補助対象外であると判断される場合には、交付申請した金額から補助対象外経費を減額した上で、交付額の決定をいたします。採択結果にもとづき交付申請書を提出していただき、その内容を改めて事務局で精査し、必要に応じて事業実施者にご連絡・ヒアリング等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。

交付決定後は事業者名、取組内容などをホームページで公開します。

なお、交付決定額は、事務局が採択決定した補助金額を上回ることはできません。また、交付決定後に補助事業実施場所を変更することは原則認められませんのでご留意ください。

採択通知発出の日から30日までに交付決定に至らない場合、交付決定の期限を事務局で設けます。その期限までに交付決定に至らない場合は採択を辞退したものと見なし、その旨を通知します。交付決定の手続きに関してご質問等がある場合は、事務局に早目にご相談ください。

１５．スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおりです。

採択通知：採択審査終了後、速やかに採択の内示を通知します。申請件数の多寡等により時間を要することがあります。

採択の内示後、速やかに交付申請書と必要な添付資料を提出してください。

交付決定通知：交付申請書の受領後、順次交付決定を行います。すべての発注は交付決定日以降に行ってください（事務局へ交付決定前着手届出を提出し、承認を受けたものを除く）。

事業の開始日：交付決定前着手届出の承認以降の事業着手日、又は交付決定の日
※交付決定前の期間を事業実施期間とする場合は、交付決定前着手届出の承認が必要となります。「１０　交付決定前着手届出の手続き」をご確認ください。

事業の完了日：令和９年２月16日（火）（厳守）

実績報告書の提出：事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和９年２月16日（火）のいずれか早い日まで（厳守）

１６．本事業の実施に当たっての留意点

（１）申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施いたします。

（２）事務局は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。

（３）交付決定額の増額は、認められません。

（４）交付決定後に追加で資料を求める場合があります。

（５）事業実施中に事業の内容を変更する場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に事業実施者から事務局に計画変更等承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。原則として、事後の変更承認は認められません。ただし、軽微な変更については変更内容を事務局に報告し、計画変更等承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとします。

（６）補助金の支払については、事業実施者から事業結果報告として実績報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払いとなります。

（７）事業結果報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定いたします。補助金は、事業を行うために必要な経費であり、事業実施者が支出したとして認められたものに限ります。支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。

１７．事業実施者の義務　（交付決定後に遵守すべき事項）

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

（１）交付申請を取り下げようとするときは、採択通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した別記様式第４号を事務局に提出してください。

（２）交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に事務局の承認を得なければなりません。

（３）本事業を完了したときは、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和９年２月16日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

（４）実績報告書等による報告から、本事業の成果の事業化、知的財産権の譲渡、実施権設定又はその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、受領した補助金の額を上限として収益納付しなければなりません。

（５）取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に事務局の承認を受けなければなりません。

（６）財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。

（７）交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

※事業実施者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。（８）事業実施者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後５年間保存しなければなりません。

（９）事業実施者は、本事業の遂行及び収支の状況について、事務局から要求があったときは速やかに報告書を作成し、事務局に提出しなければなりません。

（１０）本事業の進捗状況等の確認のため、事務局が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院や事務局等が実地検査に入ることがあります。この検

査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。

（１１）補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

（１２）本事業終了後の補助金額の確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現物確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはならず、補助金返還となりえます。

（１３）事業実施者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

（１４）採否にかかわらず本事業に関係する調査への協力をお願いする場合があります。また、申請時に提出された情報については、政策効果検証等に使用することを目的として、機密情報に配慮し個社情報が特定されないように処理した上で公開する場合があります。なお、事業実施者となった場合、事業終了後も含め、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成　等への協力を依頼等する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

１８．最後に

事業実施者は、本事業の補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び本事業の補助金等の交付の目的に従って誠実に本事業を行うよう努めなければならず、また、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければなりません。

別表

補助対象経費の範囲等

第１ 事業内容	第２ 補助対象経費の範囲	第３ 補助率
産地連携支援緊急対策事業 食品製造事業者等が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者等が新たな産地を支援する次に掲げるア～オ又はこれらに類する取組、産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造等の取組を行う。 ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供 イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与 ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与 エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣する生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導 オ 本事業に関係する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置	産地の支援に係る資材、機械及び設備導入費や産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費、産地との取組に係る保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置費等 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う新商品開発費（試作品の原材料費及び調査経費を含む。）、機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。）等	１／２ 採択１件当たりの補助上限は２億円 （ただし、産地を支援する取組を行う場合は３億円とする。また、国産食品原材料取扱量増加に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設等の取組の上限は２億円とする。）